

**日本体育・スポーツ政策学会
学会賞及び奨励賞に関する規程**

第1条 会則第3条第6号により、日本体育・スポーツ政策学会賞及び同奨励賞（以下「学会賞」及び「奨励賞」という）を設け、原則として毎年授与する。

第2条 学会賞及び奨励賞は、その前年1月1日から12月31日までに公刊された「体育・スポーツ政策研究」及びその他の学術誌に発表された体育・スポーツ政策に関する論文及び著書を対象として、最優秀の論文又は著書を著した会員（ファーストオーサー）1名に対して学会賞を、優秀な論文又は著書を著した40歳未満（公刊当時）の会員（ファーストオーサー）1名に対して奨励賞を授与する。

第3条 学会賞及び奨励賞は総会において賞状及び記念品を授与する。

第4条 各受賞者は、このための選考委員会の推薦を受けて理事会において決定する。選考委員会の構成及び選考方法については別途定める。

第5条 賞状及び記念品等に要する経費は、学会会計からの支出をもってこれにあてる。

第6条 その他学会賞及び奨励賞に関する必要な事項は、この規程によるものその他は理事会において決定する。

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の決議により行う。

附則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

令和7年12月13日改正適用。